

電気需給約款

【個人向け低圧】

2019 年 4 月 1 日実施

コスモ石油マーケティング株式会社

目次

I 総 則	3
1 適用	3
2 需給約款の変更	3
3 定義	4
4 単位および端数処理	5
5 電気料金種別定義書による規定	6
6 実施細目	6
II 契約の申込み	6
7 需給契約の申込み	6
8 需給契約の成立	6
9 需要場所	6
10 需給契約の単位	7
11 供給の開始	7
12 供給の単位	7
13 承諾の限界	7
14 供給電気方式, 供給電圧および周波数	7
15 需給契約書の作成	7
IV 料金の算定および支払い	8
16 料金の適用開始の時期	8
17 検針	8
18 料金の算定期間	8
19 使用電力量の計量	8
20 料金の算定	8
21 日割計算	9
22 料金の支払義務および支払期日	9
23 料金その他の支払方法	9
24 延滞利息	10
V 使用および供給	10
25 適正契約の保持	10
26 需要場所への立ち入りによる業務の実施	11
27 電気の使用にともなうお客さまの協力	11
28 違約金	11
29 損害賠償および債務の履行の免責	11
30 設備の賠償	12

VI 契約の変更および終了	12
31 需給契約の変更	12
32 名義の変更	12
33 お申し出による需給契約の終了	13
34 当社からの解除・解約等	13
35 需給契約終了後の債権債務関係	14
VII 供給方法および工事.....	14
36 供給方法および工事	14
VIII 工事費等の負担	14
37 工事費等の申受け等	14
38 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	15
IX 保 安	14
39 保安等に対するお客さまの協力	15
40 調査に対するお客さまの協力	16
X その他.....	14
41 反社会的勢力の排除	16
42 準拠法	17
43 管轄裁判所	17
44 信用情報の共有	17
附 則	18
別 表	19

I 総 則

1 適用

この電気需給約款（以下「本需給約款」といいます。）は、当社が、小売電気事業者である総合エネルギー株式会社（以下「コスモでんき小売電気事業者」といいます。）との取次契約にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、コスモでんき小売電気事業者が供給する電気を当社が取次するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、コスモでんき小売電気事業者は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給いたします。

2 需給約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改訂その他系統連系の要件等技術的な事項または需給契約に関する手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率が変更された場合、燃料費の高騰等により約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、本需給約款および 5（電気料金種別定義書による規定）の電気料金種別定義書（以下「本需給約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の本需給約款等によります。なお、当社は、あらかじめ変更後の本需給約款等の内容およびその効力発生時期を当社 WEB サイト上に掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により周知いたします。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に係る消費税等相当額を支払うものといたします。
- (3) 本需給約款等の変更にとまない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行なう場合には、当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法により行ない、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたし

ます。

- ハ 上記にかかわらず、本需給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことといたします。

3 定義

次の言葉は、本需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 契約主開閉器
契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (5) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値をいいます。
- (6) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (7) 最大需要電力
接続供給電力の最大値をいいます。
- (8) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (10) 一般送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者で、お客さまの供給地点において託送供給

等を行なう事業者をいいます。

(11) 小売電気事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める事業者をいいます。

(12) 需給契約

本需給約款および 15（需給契約書の作成）にしたがい需給契約書が作成されている場合には需給契約書を契約の内容とする，当社とお客さまとの電気の供給に関する契約をいいます。

(13) 供給地点

一般送配電事業者が，コスモでんき小売電気事業者に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。

(14) 託送供給等約款

電気事業法第 18 条にもとづき経済産業大臣により認可され，一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

(15) 接続供給

コスモでんき小売電気事業者がお客さまに対して電気を供給するために必要となる，コスモでんき小売電気事業者が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(16) 接続供給契約

コスモでんき小売電気事業者がお客さまに電気の供給を行うために必要な，コスモでんき小売電気事業者と一般送配電事業者との接続供給に関する契約をいいます。

(17) 接続供給電力

供給地点において，一般送配電事業者がコスモでんき小売電気事業者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(18) 接続供給電力量

供給地点において，一般送配電事業者がコスモでんき小売電気事業者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

4 単位および端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし，30 分ごとの使用電力量の単位は，最小値までといたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。ただし，延滞利息については，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

5 電気料金種別定義書による規定

本需給約款に定める事項のほか、電気料金種別に応じた電灯または小型機器をご使用のお客さまへコスモでんき小売電気事業者が電気を供給するときの契約種別および契約期間等の料金その他の供給条件については、電気料金種別定義書によって定めます。

6 実施細目

本需給約款等の実施上必要な細目的事項は、本需給約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社およびコスモでんき小売電気事業者との協議によって定めます。なお、一般送配電事業者が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、一般送配電事業者と協議をしていただきます。

II 契約の申込み

7 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本需給約款等を承認のうえ、需給契約に必要な事項を明らかにして、当社所定の様式により、原則として当社 WEB サイトから申込みをしていただきます。
- (2) お客さまの申込みにあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守していただきます。
- (3) 契約電流、契約電力および契約容量については、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。切り替え前の内容を引き継ぐことが適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます

8 需給契約の成立

- (1) 需給契約は、お客さまからの申込みを当社およびコスモでんき小売電気事業者が承諾したときに、成立いたします。ただし、一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は需給契約の成立の日を遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) お客さまと当社との間で契約が成立した場合、本需給約款等その他当該契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知等当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点についてあらかじめ承諾していただきます。

9 需要場所

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものとします。

10 需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

11 供給の開始

- (1) 当社およびコスモでんき小売電気事業者が、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにコスモでんき小売電気事業者より電気を供給いたします。この場合の需給開始日は、以下のとおりとします。
- イ 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。
 - ロ 転入等の理由により、新たに電気の需給を開始する場合は、所定の手続きが完了した後速やかに開始いたします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がないまま当該需要場所において電気の使用を開始し、のちに当社と需給契約を締結した場合には、その使用を開始した日とします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよびコスモでんき小売電気事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて改めてコスモでんき小売電気事業者より電気を供給いたします。

12 供給の単位

コスモでんき小売電気事業者は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

13 承諾の限界

当社は、需給契約の申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

14 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

15 需給契約書の作成

当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

IV 料金の算定および支払い

16 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始日から適用いたします。

17 検針

検針は、託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が行うものとし、検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

18 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「検針期間」といいます）といたします。ただし、電気の供給を開始した場合は、開始日から開始日を含む検針期間の終期までの期間を、需給契約が終了した場合は、終了日の前日を含む検針期間の始期から終了日の前日までの期間といたします。

19 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量とし、料金の算定期間における使用電力量は供給地点で、30 分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が終了する場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む検針期間の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、検針の結果を原則として当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。

20 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が終了した場合
 - ロ 検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し 5 日を上回りまたは下回るとき。
- (2) 料金は、契約種別に応じてお客さまに適用される電気料金契約種別定義書に定めた料金を適用して算定いたします。また、算定後、原則として当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法によりお客さまにその請求額を通知いたします。

21 日割計算

- (1) 当社は、20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金を日割りする場合は、1月の該当料金 × 日割計算対象日数/検針期間の日数
 - ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じてより算定いたします。
 - ハ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

22 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、コスモでんき小売電気事業者が一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）とします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。
- (4) 需給契約にもとづいて発生し、当社がお客さまに請求する工事費負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が指定する日までに支払っていただきます。
- (5) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下休日）といいますが、に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

23 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なう場合は、次によります。
 - イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ イの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金を、お客さまが当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払われる場合には、当社が指定した様式（以下「払込票」といいます。）によるものといたします。
- (2) 当社は、払込票を発行する場合は、1通につき、郵送費、金融機関への振り込み手数料等の実費相当の手数料を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。なお、発行手数料の金額には消費税等相当額を含みます。
- (3) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

- (4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した、債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法により支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといえます。
- (5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾を得たときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

24 延滞利息

- (1) お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金または工事費等から、消費税等相当額から次の算式（消費税等の税率が 10%となった場合には 10/110 とする等、消費税等の税率変更に応じて調整されるものとします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

25 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、速やかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社が本需給約款等にもとづく需給契約遂行上必要と認める場合、または、一般送配電事業者が託送供給等約款にもとづく業務遂行上必要と認める場合、当社、コスモでんき小売電気事業者もしくは一般送配電事業者またはそれらの業務委託先は、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

27 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さま（当社のお客さまに限りません。）の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
- (3) お客さまは、電気の供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

28 違約金

お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合に、コスモでんき小売電気事業者が一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき算定された金額を違約金として求められた場合には、当社は、その違約金相当額を申し受けます。

29 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 当社は、あらかじめ定めた需給開始日にコスモでんき小売電気事業者から電気を供給できない場合であっても、お客さまの受けた損害の賠償の責めを負いません。
- (2) 電気の供給が停止された場合または電気の供給が中止され、またはお客さまによる電気の使用が

制限され、もしくは中止された場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。

- (3) 33（お申し出による需給契約の終了）または 34（当社からの解除・解約等）によって需給契約を終了した場合もしくは需給契約を解約した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さままたは当社が損害を受けた場合、当社またはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責めとなる理由によりお客さまの受けた損害について、賠償の責めを負いません。

30 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、コスモでんき小売電気事業者が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

31 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) 電気の需給契約の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、2（需給約款の変更）(3)に準じます。

32 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則、電磁的方法もしくは電話等により申し出ていただきます。

33 お申し出による需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。ただし、お客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者等に需給契約の申込みを行なったことによって、電力広域的運営推進機関からコスモでんき小売電気事業者に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの終了通知として取り扱います。当社およびコスモでんき小売電気事業者は、原則として、お客さまから当社に通知がされた終了期日、または電力広域的運営推進機関からコスモでんき小売電気事業者に通知がされた終了期日に、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 需給契約は、34（当社からの解除・解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日、または電力広域的運営推進機関からコスモでんき小売電気事業者に通知がされた終了期日に終了いたします。
 - イ 当社またはコスモでんき小売電気事業者がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が終了したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
- (3) 34（当社からの解除・解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は終了するものといたします。

34 当社からの解除・解約等

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、ただちに債務の全額を一括弁済するものといたします。この場合、当社は、あらかじめその旨を原則としてインターネットを利用する方法によりお客さまにお知らせいたします。
 - イ 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが電気の供給が明らかになった場合
 - ロ 料金の支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ 他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ お客さまが本需給約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費等相当額、その他本需給約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客さまがその他本需給約款等に反した場合
 - ヘ お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ト お客さまが破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなした場合

- (2) (1)にかかわらず、当社が、取次ぎ事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該取次ぎ事業を廃止する場合、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものといたします。この場合、当社はあらかじめお客さまにその旨を当社 WEB サイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により周知するものといたします。
- (3) (1)または(2)にかかわらず、お客さまが、33（お申し出による需給契約の終了）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社およびコスモでんき小売電気事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものといたします。

35 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

36 供給方法および工事

一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによるものとします。

Ⅷ 工事費等の負担

37 工事費等の申受け等

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない一般送配電事業者が新たに施設する配電設備において工事が必要となる場合で、コスモでんき小売電気事業者が託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者から工事費負担金等を請求されたときには、当社は、その実費相当額を工事費等としてお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に対して希望する場合、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまが希望する一般送配電事業者の設備にかかわる工事等をコスモでんき小売電気事業者を経由して一般送配電事業者に依頼し、コスモでんき小売電気事業者が一般送配電事業者からその工事費負担金等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

- (3) その他お客さまの都合にもとづく事情によりコスモでんき小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費負担金等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- (4) 工事費等は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において 2 以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (5) コスモでんき小売電気事業者が託送供給等約款にもとづき、一般送配電事業者から工事費負担金等を請求され、当社がコスモでんき小売電気事業者から当該工事費等相当額の請求を受けたときには、当社は、速やかにお客さまより申し受けます。

38 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、コスモでんき小売電気事業者が、一般送配電事業者から請求された費用の実費相当額を工事費等としてお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に費用を要したときには、その実費相当額をお客さまから申し受けることがあります。

IX 保安

39 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電所を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社または一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とく

に必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

- (4) 一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客さまとの需給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。

40 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

X その他

41 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまには、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。

イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行なうことを助長するおそれがある団体をいいます。）の構成員をいいます。）

ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行なうおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行なう等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者をいいます。）

ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行なう等暴力団の維持もしくは運営に協力もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員をいいます。）

ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行なうおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）

ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行なうおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいいます。）

ヘ 特殊知能暴力集団等（イ、ロ、ハ、ニまたはホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者をいいます。）

ト その他イ、ロ、ハ、ニ、ホまたはヘに準ずる者

- (2) 当社は、お客さまが(1)に違反していることが判明した場合、またはお客さまが(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、いかなる損害の補償も要せず、37（当社からの解除・解約等）(1)の規定にしたがい、需給契約を解除いたします。

42 準拠法

需給契約に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

43 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

44 信用情報の共有

当社は、お客さまが 34(当社からの解除・解約等)(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者等に提供することがあります。

附 則

1 本需給約款の適用開始期日

本需給約款は、2019 年 4 月 1 日から適用いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社またはコスモでんき小売電気事業者は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。